



定期監査結果に基づき講じた措置の公表

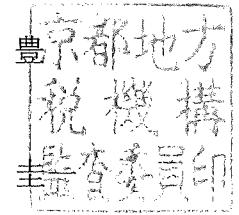
平成24年度に執行した監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第12項の規定により、京都地方税機構広域連合長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年10月11日

京都地方税機構監査委員 田畑

同

山本



## 平成24年度定期監査結果に対する措置状況

指摘事項	措置の内容
<p>(1) 契約事務について            使用賃貸借契約に係る支出負担行為協議書において、決裁権者が誤っている事例が認められた。(総務課)            契約締結時に浄書校合や公印審査がないまま、公印が押されている事例が認められた。(総務課及び業務課)            業務委託契約において、見積書の採用決定行為が漏れている事例が認められた。(業務課)</p> <p>(2) 会計事務について            後納郵便料の支払いが遅延している事例が認められた。(総務課)            切手の管理において、物品出納整理簿への記載が漏れている事例が認められた。(中部地方事務所)</p> <p>(3) 徴収事務について            現金出納簿や収納現金保管簿において、記載が適正でない事例が認められた。(業務課)            証券取立手数料領収の事務処理が適正でない事例が認められた。(業務課)            納付委託整理簿において、検印が漏れている事例が認められた。(業務課)</p>	<p>(1) 監査終了後、関係職員に適正な処理を徹底するとともに、平成25年1月9日開催の事務局各課主幹等会議において、契約事務に係る決裁区分、公印処理、採用決定について厳格な処理を徹底するよう周知した。</p> <p>(2) 監査終了後、直ちに物品出納整理簿を是正するとともに、関係職員に速やかな支払処理、切手の適正な管理について徹底を図った。</p> <p>(3) 監査終了後、直ちに現金出納簿等の記載事項を是正し、関係職員に今後の適正な事務処理について徹底を図った。</p> <p>(4) 監査委員から監査実施計画の通知を受け、平成25年7月5日に全職員に財務事務等の適正処理について徹底を図った。</p>